

新潟空港エコエアポート協議会規約

(目的及び設置)

第1条 本協議会は、空港内で活動を行う全ての事業者が、環境問題を正しく理解し、問題認識を共有することにより、空港及び空港周辺地域において、環境の保全、及び良好な環境の創造を進める対策を実施する空港、すなわちエコエアポートを実現することを目的として、新潟空港エコエアポート協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

(所掌業務)

第2条 協議会は第1条の目的を達成するため、次の業務を所掌する。

- (1) 空港環境計画の策定
- (2) 空港環境計画に基づく施策の実施
- (3) 空港環境計画に基づく各施策の達成状況の評価
- (4) 空港環境計画の実施に当たって、関係者に対し必要となる教育及び啓蒙活動
- (5) その他エコエアポートを推進するために必要となる業務

(構成)

第3条 協議会は別表第1に掲げる委員で構成する。

(会長ならびに事務局)

第4条 協議会の代表者たる会長は、新潟空港事務所長とする。

- 2 会長は、協議会を招集し、議事進行を行う。
- 3 会長は、必要があるときは、協議会に第3条の別表第1に掲げる委員以外の参加を求めることができる。
- 4 協議会の事務局は新潟空港事務所 施設運用管理官に置く。

(協議会の運営)

第5条 協議会は、原則年1回開催し、会長が必要と認めたときは適宜開催できるものとする。

(作業部会の設置)

第6条 第3条の構成員の連携、意見調整を図るため、
2 空港環境部会の構成員は、別表第2のとおりとする。

(その他)

第7条 協議会目的遂行のための、新たな会員の加入は協議会の決議によって決定する。

現委員の退会もこれに準ずる。

- 2 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、委員の協議により定める。

附則 この規約は、平成16年6月10日から施行する。

この規約は、平成30年3月30日に改定する。

新潟空港エコエアポート協議会委員

会社名等	役職
国土交通省北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所	所長
財務省新潟税関支署新潟空港出張所	所長
法務省東京入国管理局新潟出張所	所長
厚生労働省新潟検疫所新潟空港出張所	所長
農林水産省動物検疫所新潟空港出張所	所長
農林水産省横浜植物防疫所新潟支所	支所長
海上保安庁第九管区海上保安本部新潟航空基地	基地長
気象庁東京航空地方气象台	総務課長
新潟県警察航空隊	航空隊長
新潟県消防防災航空隊	隊長
新潟県交通政策局空港課	課長
新潟市都市政策部港湾空港課	課長
(一財)空港環境整備協会新潟事務所	所長
日本航空(株)新潟空港所	所長
全日本空輸(株)新潟空港所	所長
新潟空港ビルディング(株)	取締役総務部長
新潟航空サービス(株)	取締役
朝日航洋(株)新潟運航所	所長
中日本航空(株)新潟運航所	所長
新潟米油販売(株)	所長
新潟交友事業(株)	常務取締役
東北電力(株)新潟技術センター	所長
国土交通省東京航空局新潟空港事務所	空港長
〃	広域空港管理官
〃	総務課長
〃	前任航空管制運航情報官
〃	前任航空管制官
〃	前任航空管制技術官
〃	前任施設運用管理官

新潟空港エコエアポート協議会空港環境部会構成員

会社名等	役職
国土交通省北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所	総合評価係長
財務省新潟税関支署新潟空港出張所	監視官
法務省東京入国管理局新潟出張所	統括審査官
厚生労働省新潟検疫所新潟空港出張所	検疫係長
農林水産省動物検疫所新潟空港出張所	係員
農林水産省横浜植物防疫所新潟支所	次席植物検疫官
海上保安庁第九管区海上保安本部新潟航空基地	渉外官
気象庁東京航空地方气象台	総務課長
新潟県警察航空隊	航空隊長
新潟県消防防災航空隊	隊長
新潟県交通政策局空港課	政策企画員
新潟市都市政策部港湾空港課	主幹
(一財)空港環境整備協会新潟事務所	所長
日本航空(株)新潟空港所	所長
全日本空輸(株)新潟空港所	所長
新潟空港ビルディング(株)	総務部副部長
新潟航空サービス(株)	総務課長
朝日航洋(株)新潟運航所	所長
中日本航空(株)新潟運航所	所長
新潟米油販売(株)	所長
新潟交友事業(株)	環境部次長
東北電力(株)新潟技術センター (事務局)	送電技術課長
国土交通省東京航空局新潟空港事務所	前任施設運用管理官
〃	航空灯火・電気技術官